

## 「かがわ食品ロス削減協力店」登録制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品（以下「食品ロス」という。）の削減に向けた取組を実践する事業者を「かがわ食品ロス削減協力店」（以下「協力店」という。）として登録し、その取組を広く周知することにより、県民、事業者等の意識啓発を図り、食品ロス削減の取組を促進することを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 登録の対象は、香川県内で営業する飲食店、宿泊施設（ホテル・旅館）及び食料品小売店（以下「店舗」という。）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する店舗は、登録の対象としない。

### (登録要件)

第3条 香川県（以下「県」という。）は、前条の店舗であって、別表に掲げる取組項目のうち、1つ以上を実践する店舗を協力店として登録する。

### (協力店の役割)

第4条 協力店は、次の項目に取り組むこととする。

- (1) 前条の規定により選択した別表に掲げる取組を積極的に実践し、食品ロスの削減に努めること。
- (2) 県から交付されたステッカー等を店舗内の見えやすい場所に掲示し、取組内容について来店客等に対して積極的にPRし、周知を図ること。
- (3) 県が実施する食品ロス削減に関する県民等への啓発に協力すること。
- (4) この取組に関して県が実施する各種調査等に協力すること。

### (申請方法及び推薦)

第5条 協力店としての登録を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）を県に提出するものとする。

なお、県内の複数の店舗を協力店として登録を希望するときは、登録申請店舗一覧（様式第1号別紙）に取りまとめることにより、一括して申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市町は、協力店としての登録要件を満たしている事業者の同意を得たうえで、推薦書（様式第2号）により、県へ当該事業者を推薦することができるものとする。

なお、県内の複数の店舗を協力店として登録を推薦するときは、登録推薦店舗一覧（様式第2号別紙）に取りまとめることにより、一括して申請することができる。

(登録手続)

第6条 県は、第5条第1項の申請書又は同条第2項の推薦書(以下「申請書等」という。)の提出があった場合、その内容を審査し、登録要件を満たしていると認められるときは、協力店に認定して名簿に登録するとともに、申請者又は推薦のあった事業者に対してステッカー等を交付するものとする。

(協力店の情報発信)

第7条 県は、登録した協力店の店舗情報及び取組内容等を、県ホームページや広報誌等で幅広く紹介するものとする。

2 申請者は、県に申請書を提出した時点において、当該申請者の店舗情報及び取組内容を県ホームページへの掲載その他の方法により紹介することを承諾したものとする。

(登録内容の変更)

第8条 協力店は、申請書等に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに内容変更届(様式第3号、第3号別紙)を県に提出するものとする。

2 県は前項の届が提出されたときは、必要に応じて県ホームページの掲載内容を修正するものとする。

(登録の中止)

第9条 協力店は、取組内容が登録要件を満たさなくなった場合及び店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合等は、登録中止届(様式第4号、第4号別紙)を県に提出するとともに、速やかに交付されたステッカー等の掲示を中止するものとする。

2 県は、前項の届が提出された場合には、登録中止届の内容を確認し、登録を取り消すとともに、当該店舗情報及び取組内容を県ホームページから削除するものとする。

(登録の取消)

第10条 県は、協力店が登録要件を満たしていないと認められる場合及び信用を失墜する行為を行うなど、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消された協力店は、速やかに交付されたステッカー等の掲示を中止するものとする。

3 県は、第1項の規定により登録を取り消したときは、当該店舗情報及び取組内容を県ホームページから削除するものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第11条 第5条1項の規定による申請及び第8条第1項の規定による届出については、電子情報処理組織(県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の

技術の利用に関する規則（平成 16 年香川県規則第 73 号）の規定の例による。

（補則）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、協力店の登録制度に関して必要な事項は、香川県環境森林部循環型社会推進課長が定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領による改正前の様式は、当分の間、修正して使用することができる。

別表（第3条関係）

【飲食店・宿泊施設用】

| 取組項目             | 取組内容（例）   |
|------------------|---|
| ①小盛りメニュー等の導入     | ○小盛り、ハーフサイズ、食べきりサイズ等のメニューの設定<br>○シニア世代や女性に配慮した適量プランの設定<br>○希望に応じたご飯等の量の調節 等   |
| ②食べ残し削減に向けた啓発活動  | 食品ロスの問題や食べきりについて、<br>○独自のポスターやメニュー、テーブルマット等を利用した啓発<br>○ホームページやフリーペーパーを利用した啓発 等  |
| ③食べ残しを減らすための呼びかけ | ○注文受付時における適量注文の声かけ<br>○宴会等での食べきりの呼びかけ（30・10運動） 等  |
| ④注文確認の工夫や食べ残しの把握 | ○宴会等の受付時や注文前に来店客の年齢構成、嗜好、アレルギー等を聞き取りし、必要に応じた品出しの工夫<br>○食べ残し食材、量を把握して、メニューの改善に反映 等                                     |
| ⑤食品廃棄物のリサイクル     | ○仕込み過ぎや食べ残しの食品の飼料化、堆肥化<br>○食品リサイクルによる飼料・堆肥で育成した食材の利用<br>○学校等の飼育活動への野菜くずの提供 等  |
| ⑥その他の取組み         | ○食べ残しの持ち帰り希望者への対応<br>（自己責任、加熱物限定、消費期限の説明等）<br>○食べきりに応じたポイントやサービス券の付与<br>○無駄のない食材の仕入れ、食材の使い切りの工夫<br>○規格外の野菜等を食材として活用 等 |

【食料品小売店用】

| 取組項目                        | 取組内容（例）   |
|-----------------------------|---|
| ①食べ残し削減に向けた啓発活動             | 食品ロスの問題、無駄のない買い物、食べきり等について、<br>○独自のポスター、ポップ等の掲示や店内放送による啓発<br>○ホームページやチラシを利用した啓発 等 |
| ②使い切りレシピ等の紹介                | ○使い切りレシピや残り物アレンジレシピの紹介コーナー設置<br>○ホームページやチラシによる使い切りレシピ等の紹介 等                       |
| ③ばら売り等の導入・充実                | ○ばら売り、量り売り等による食料品の提供<br>○少量パックによる販売 等   |
| ④手付かず食品<br>（消費・賞味期限切れ食品）の削減 | ○消費期限・賞味期限が近い商品からの購入促進<br>○値引き販売やポイント付与による売り切りの促進<br>○季節商品等の予約販売 等                |
| ⑤食品廃棄物のリサイクル                | ○賞味期限・消費期限切れ食品の飼料化・堆肥化<br>○食品リサイクルによる飼料・堆肥で育成した食材の販売<br>○学校等の飼育活動への野菜くずの提供 等      |
| ⑥その他の取組み                    | ○在庫縮減や適切な需要予測に基づく仕入れ管理<br>○過剰在庫等のフードバンクへの寄付<br>○規格外の加工食品・野菜等の仕入れ・販売 等             |